

岐阜県公報

第二千六百五十二号
平成二十七年六月二日

(火曜日)

目次

告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	三九三
指定医療機関の名称等の変更の届出	(同)	三九四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	三九四
指定医療機関の指定辞退	(同)	三九四
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	三九五
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	三九六
指定介護機関の廃止の届出	(同)	三九七
指定介護機関の休止の届出	(同)	三九八
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	三九八
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	三九九
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業・金融課)	三九九

岐阜県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉 田 齒 科	海津市平田町今尾一六四一五	平成二七・四・一
アポロ調剤薬局 蘇原店	可児市今渡字鳴子三三九四三	同
割 田 薬 局	各務原市蘇原申子町二丁目一番一〇	同
羽島皮膚科・内科	大垣市割田二丁目一三三番地一	同
サンライズクリニック	羽島市竹鼻町丸の内五 一五	同
	羽島郡岐南町野中三 二二〇	平成二七・四・二二

岐阜県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 高山赤十字病院	高山市天満町三一一	平成二七・四・一
旧 総合病院高山赤十字病院		
新 県北西部地域医療センター国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真二二〇五一	平成二七・四・一
旧 郡上市国保白鳥病院		
新 県北西部地域医療センター国保高鷲診療所	郡上市高鷲町大鷲二〇一一二	同
旧 郡上市地域医療センター国保高鷲診療所		
新 県北西部地域医療センター白川村国民健康保険平瀬診療所	大野郡白川村御母衣三二六二二	同
旧 白川村国民健康保険平瀬診療所		

まつなみ訪問看護ステーション
新 羽島郡笠松町田代一八五一
旧 羽島郡笠松町泉町一三番地一
同

岐阜県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
サンライズクリニック	羽島郡岐南町野中三二二〇	平成一五・四・二一
吉 田 齒 科	海津市平田町今尾一六四一五	平成二六・一一・一〇
あまきクリニック	羽島市竹鼻町丸の内八六〇二	平成二六・一二・三一
こーよー調剤薬局 可児店	可児市今渡字鳴子二三九四三	平成二七・二・二八
金 子 齒 科	関門市平賀三三五一	平成二七・三・三一
千 疋 齒 科	関門市千疋一一八八	平成二七・四・一

岐阜県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したの

で、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指定辞退年月日
すえたけ眼科クリニッ 郡上市八幡町稻成三〇四 一 平成二七・四・一

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百六十一号

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク
六 高山市朝日町浅井七三

小規模多機能型居宅介護

ほのぼの朝日まつもの家

高山市松本町三二二七

平成二七・四・一

特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク
六 高山市朝日町浅井七三

介護予防小規模多機能型居宅介護

ほのぼの朝日まつもの家

高山市松本町三二二七

同

太 田 進
よもぎ台三 一〇一八

通所リハビリテーション

大井リハビリテーションセンター

恵那市大井町一〇〇二

同

太 田 進
よもぎ台三 一〇一八

介護予防通所リハビリテーション

大井リハビリテーションセンター

恵那市大井町一〇〇二

同

医療法人ブレイン
二 岐阜市肥田浅野笠神町

訪問看護

土岐内科クリニック

土岐市肥田浅野笠神町

同

医療法人ブレイン
二 岐阜市肥田浅野笠神町

訪問リハビリテーション

土岐内科クリニック

土岐市肥田浅野笠神町

同

医療法人ブレイン
二 岐阜市肥田浅野笠神町

通所リハビリテーション

土岐内科クリニック

土岐市肥田浅野笠神町

同

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

医療法人ブレイン	二岐市肥田浅野笠神町 二一	介護予防 訪問看護	土岐内科クリニック	二岐市肥田浅野笠神町 二一	同
医療法人ブレイン	二岐市肥田浅野笠神町 二一	介護予防 訪問リハビリテーション	土岐内科クリニック	二岐市肥田浅野笠神町 二一	同
医療法人ブレイン	二岐市肥田浅野笠神町 二一	介護予防 通所リハビリテーション	土岐内科クリニック	二岐市肥田浅野笠神町 二一	同
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	多治見市太平町二三 九一	地域包括 支援センター	笠原地域包括支援センター	多治見市笠原町二九〇 〇六	同
株式会社和	揖斐郡大野町公郷二三 一七一	居宅療養 管理指導	訪問看護ステーションなごみ	揖斐郡大野町公郷七九	同
株式会社和	揖斐郡大野町公郷二三 一七一	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーションなごみ	揖斐郡大野町公郷七九	同
社会福祉法人敬愛会	中津川市阿木二八二 一	訪問介護	シクラメンヘルパーセンター	中津川市阿木二八二 一	平成二七・四・六
社会福祉法人敬愛会	中津川市阿木二八二 一	介護予防 訪問介護	シクラメンヘルパーセンター	中津川市阿木二八二 一	同

岐阜県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月二日

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
サービスの種類
居宅介護事業所等の名称
居宅介護事業所等の所在地
変更年月日

岐阜県知事 古 田 肇

医療法人社団大誠会 大垣市新田町二 一四

居宅介護支援事業
・瑞穂
居宅介護支援事業所ハープ

新 瑞穂市本田一六六
二

平成二七・四・一

医療法人社団大誠会 大垣市新田町二 一四

訪問介護
訪問介護ステーションハ
ブ・瑞穂

新 瑞穂市本田一六六
二

同

医療法人社団大誠会 大垣市新田町二 一四

介護予防
訪問介護ステーションハ
ブ・瑞穂

新 瑞穂市本田一六六
二

同

岐阜県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類
居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃 止 年 月 日

株式会社トーカイメディカ
ル 山県市高富字和合松一
一九〇 一

居宅療養
管理指導
トーカイ薬局 高富店

山県市高富字和合松一
一九〇 一

平成一九・一・三一

公益社団法人地域医療振興
協会 東京都千代田区平河町
二 六 三

訪問看護
揖斐川町久瀬診療所

揖斐郡揖斐川町東津汲
九七四 一

平成二二・二・一

公益社団法人地域医療振興
協会 東京都千代田区平河町
二 六 三

訪問リハ
ビリテー
ション
揖斐川町久瀬診療所

揖斐郡揖斐川町東津汲
九七四 一

同

公益社団法人地域医療振興
協会 東京都千代田区平河町
二 六 三

居宅療養
管理指導
揖斐川町久瀬診療所

揖斐郡揖斐川町東津汲
九七四 一

同

株式会社トーカイメディカ
ル 愛知県春日井市中央台
七 九 二

居宅療養
管理指導
トーカイ薬局 美濃加茂店

美濃加茂市古井町下古
井字塚原二五五八 一

平成二六・二・三一

株式会社トイカイメディカ
愛知県春日井市中央台
七九二

介護予防
居宅療養
管理指導

トイカイ薬局 美濃加茂店

美濃加茂市古井町下古
井字塚原二五五八 一

同

社会福祉法人敬愛会

中津川市阿木二八二

訪問介護

シクラメンヘルパーセンタ

恵那市大井町一〇〇二

平成二七・三・三一

社会福祉法人敬愛会

中津川市阿木二八二

介護予防
訪問介護

シクラメンヘルパーセンタ

恵那市大井町一〇〇二

同

岐阜県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

休止年月日

株式会社感謝

大垣市北方町一六二SSアートビル一

訪問介護

訪問介護ステーション感謝

大垣市北方町一六二SSアートビル一

平成二七・三・三一

株式会社感謝

大垣市北方町一六二SSアートビル一

介護予防
訪問介護

訪問介護ステーション感謝

大垣市北方町一六二SSアートビル一

同

岐阜県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

氏名	梅原知也	氏名	梅原知也
施設所等の名称	なごみ。鍼灸整骨院	施設所等の名称	梅原知也
施設所の所在地又は施術者の住所	本巣市宗慶一五七二	施設所の所在地又は施術者の住所	本巣市宗慶一五七二
指年月日	平成二七・四・一九	指年月日	平成二七・四・一九

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山の自然文化研究センター

三代 表 者 の 氏 名 澤田 豊明

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷中尾空山四三六番地の十三

京都大学防災研究所附属災害観測実験センター 穂高砂防

観測所内

五 定款に記載された目的 この法人は飛騨山脈の恵まれた自然と山麓地域の文化に触れ、自然・文化の調査・研究を行い、それに基づき自然環境の保全、山岳文化の継承と創造、安全・安心な地域づくり等の公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十七年六月二日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

二 意見の概要

コストコホールセール岐阜羽島倉庫店
羽島市上中町中字前沼六六番 外

羽島市長の意見

・夜間の騒音レベルの予測が規制基準値を大幅に上回っている（予測地点d 七四 デンベル）のは、搬入車両（コンテナ車）の走行音であるとのことだが、瞬間的なものであっても、深夜の騒音であることに考慮し、夜間の周辺住民の環境に配慮したできる限りの騒音対策を講じること

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一三七号）第三条の規定を遵守して事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること

・店舗北側に接するインター長間線の長間市之枝線と接するまでの道路については狭く、民家も存在しているため、交通の集中により通行の妨げとならないよう、必要に応じて交通整理員の配置や誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること

・店舗南側に接する江吉良中一号線の長間市之枝線と接するまでの道路については、広いため交通の集中が見込まれる。また民家も集中していることから、必要に応じて交通整理員の配置や誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること

・店舗から東郷中六号線や長間西四号線など北側に抜ける各道路については狭く、生活道路として使用することから、誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること

・店舗から東郷中六号線や長間西四号線など南側に抜ける各道路については狭く、また中島中学校への通学路と接すること及び生活道路として使用することから誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること

・店舗東側に歩行者・自転車専用出入口が設けられるということだが、徒歩または自転車での来店者が誤って自動車用出入口から出入りしないよう、交通整理員の配置、誘導表示、誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること

・主要地方道四六号岐阜羽島インター線からの来店者の流入が、特に激しくなることを予想されるため、誘導看板を設置するなど、円滑な道路交通の確保に努めること

・店舗内駐車場において、広いため来店者同士による事故が起きないよう、必要に

応じて交通整理員の配置、誘導表示、誘導看板の設置など、十分な注意喚起を行うこと

・店舗内駐車場において身体障がい者専用の駐車場を十分なスペースとともに確保し、誘導表示、誘導看板の設置など、十分な注意喚起を行うこと

・当該予定地の周辺に住宅街があることから、店舗及び駐車場における盗難などの防止に努めるとともに、盗難などによる影響が住宅街に及ばないよう来店者・従業員・関係事業者への周知に努めること

・本所在地は、羽島市立中央小・中学校の校区及び羽島市立中島小・中学校の校区に位置している。建築物付近に居住している児童生徒は、今のところ少ないのが現状である。従って、児童生徒の通学路に直接影響することは少ないが、乗用車や大型トラック等の出入りが周辺で多くなることが予想されるため、周辺地域の児童生徒の通学の安全が確保されるように、最大限の配慮をお願いしたい

(届出事項 新設)

平成二十七年六月二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社